

助成金申請書類作成の手引き

令和7年度
ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業

（お問合せ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階
TEL：03-5990-5068
Eメール：mobility@tokyokankyo.jp
ホームページ：
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-islands>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要.....	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容.....	4
2.1 助成対象者（交付要綱第 3 条参照）	4
2.2 助成対象車両（交付要綱第 4 条参照）	4
2.3 助成対象経費（交付要綱第 5 条参照）	6
2.4 助成金額（交付要綱第 6 条参照）	6
3 交付申請	7
3.1 申請手続き（交付要綱第 7 条参照）	7
3.2 申請方法	7
3.3 申請にあたっての留意事項	8
4 変更・処分	9
4.1 軽微な変更	9
4.2 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）	9
4.3 処分の手続き	10
4.4 その他	12
5 提出書類一覧.....	12

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

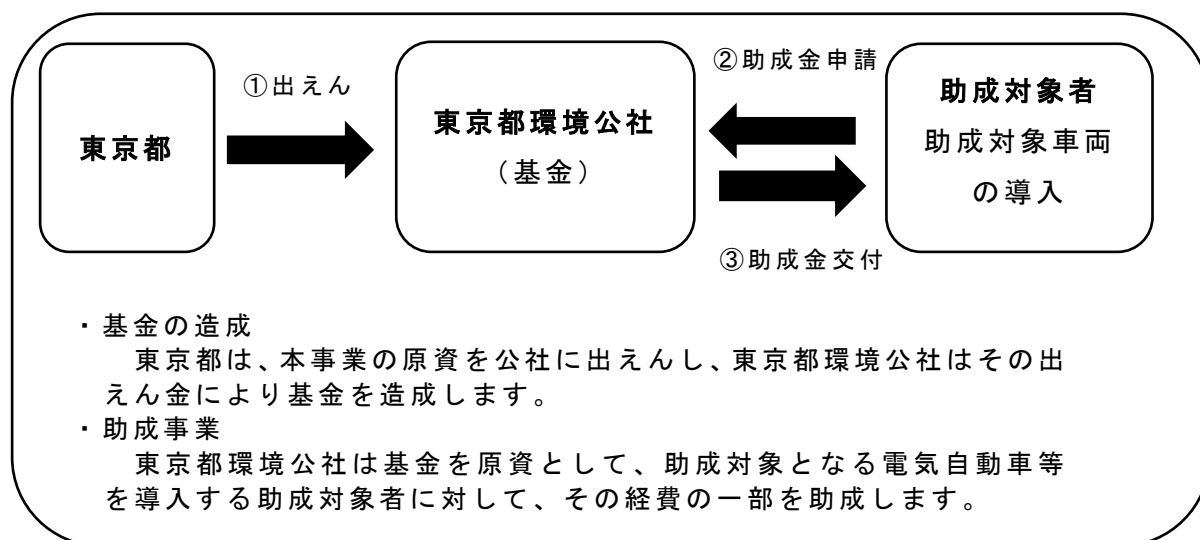
1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象車両を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象車両の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

1 事業概要

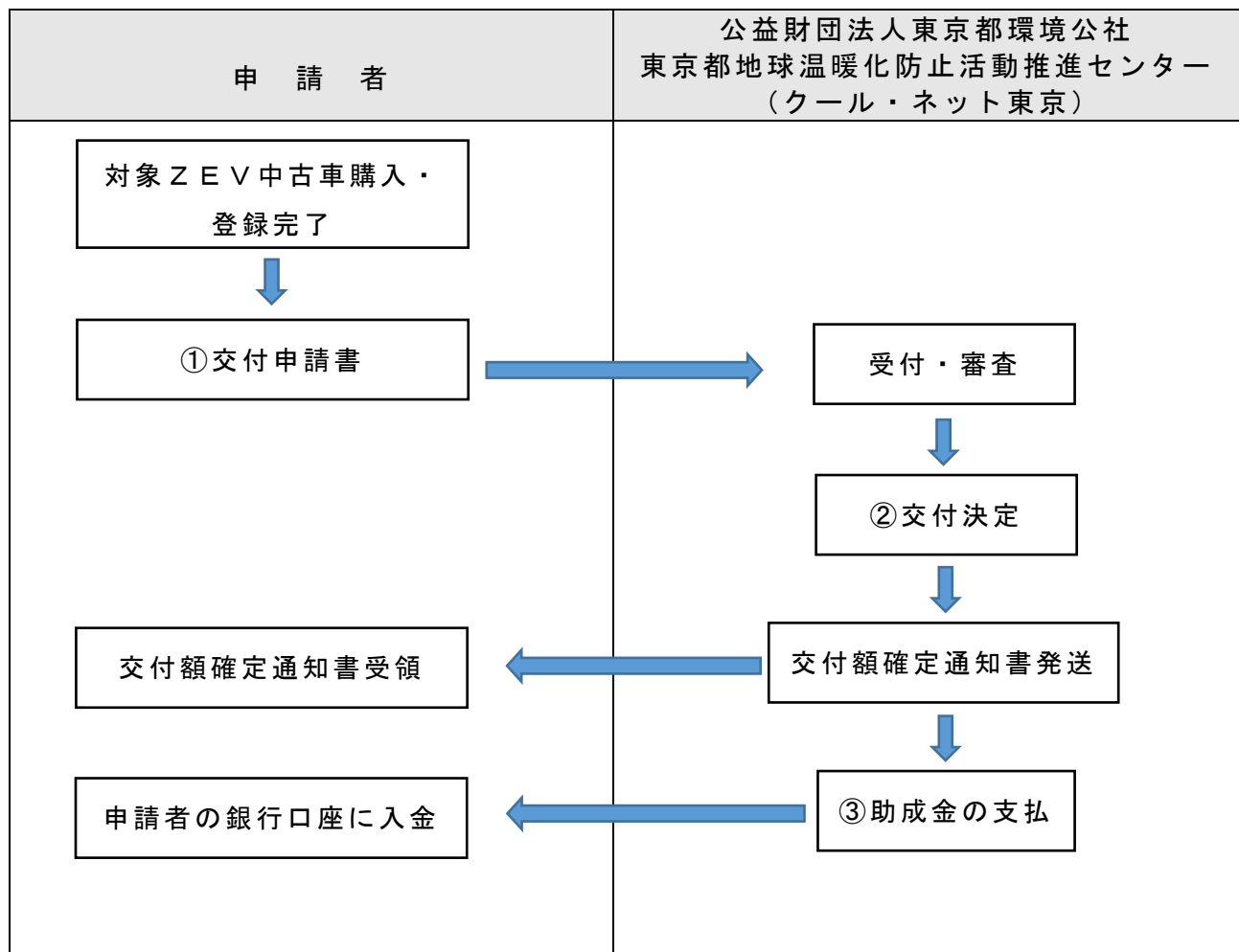
1.1 目的

ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社が、都内島しょ地域の事業者が中古の電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）（以下「ZEV中古車」という。）を導入するに当たり、その経費の一部を助成することにより、都内島しょ地域におけるZEV中古車の活用の促進を通じて、同地域の防災力向上を支援することを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



- ① 申請者は、対象の Z E V 中古車を購入し車検証の必要な変更・登録を完了した後、登録日（P 4 参照）から 1 年以内に申請を行ってください（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります）。
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付額確定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は、交付額確定通知書発送から一定期間ののちに、申請者の口座に助成金の支払いを行います。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件

	種別	要件（申請日時点）
①	法人	- 法人設立または支店等設置を届け出ており、④の要件を満たした町村に事業所があること - 災害時においてZEV中古車をエネルギーインフラとして活用する必要がある場合に、可能な限り協力する者
②	個人事業主	- 個人事業の開業を届け出ており、④の要件を満たした町村に事業所があること - 災害時においてZEV中古車をエネルギーインフラとして活用する必要がある場合に、可能な限り協力する者
③	個人	④の要件を満たした町村に住所を有すること - 災害時においてZEV中古車をエネルギーインフラとして活用する必要がある場合に、可能な限り協力する者
④	都内島しょ地域の町村	- 都内の島しょ地域の町村であること - 災害時にZEV中古車をエネルギーインフラとして活用することに係る協定（以下「ZEV協定書」という。）を、都と締結していること※

※都と「ZEV協定書」を締結している町村は下記のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-islands>

ただし、以下に該当するものは除きます。

- 税金の滞納があるもの
- 刑事上の処分を受けているもの・
- 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 助成対象車両（交付要綱第4条参照）

- 助成対象者が購入する前に、助成対象者以外の者によって初度登録された中古車（新古車を含む）であること。

※新車の助成金については、東京都が別途実施する電気自動車等の普及促進事業助成金（以下「EV車両助成金」という。）または燃料電池自動車等の導入促進事業助成金（以下「FCV車両助成金」という。）を参照してください。

- ・ FCV・EV・PHEV 車両助成金 <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>
- 助成対象者によって移転登録または中古新規登録された車両であり、当該登録日（以下「登録日」という。）から申請書受付日までの期間が1年以内であること。

- 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象車両になっていたこと。

※CEV補助金の対象車両は、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

CEV補助金の対象車両

- ・次世代自動車振興センターホームページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

- ・今年度の対象車両

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R6ho/R6ho_meigaragotojougen_2.pdf

- ・過去の対象車両（2021年以降）

https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/targetcar_list

- ・過去の対象車両（2020年以前）

https://www.tokyo-co2down.jp/wp-content/uploads/2022/07/R4_island_taisyosya-2020_220725.pdf

- 自動車検査証の記載について、下記表の要件を登録時から継続して満たすこと。

自動車検査証中の欄名	通常の購入の場合	割賦販売（※）で購入する場合	法人の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合
所有者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	自動車販売業者またはローン会社等	助成対象者と同一名義（割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等）
使用者の氏名または名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義	法人の役員又は従業員の名義
使用の本拠の位置	2.1(1)④の要件を満たした町村内	2.1(1)④の要件を満たした町村内	2.1(1)④の要件を満たした町村内

- 個人（自動車を販売することを業とする個人は除く。）から購入した車両でないこと。
- 車両の支払いについて、次のいずれかに該当すること。
 - ・ 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。
 - ・ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ・ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。

- 自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものでないこと。
- 申請する車両が、申請者の自社製品または関係会社から調達したものでないこと。
- 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

※申請車両が過去にE V車両助成金またはF C V車両助成金を受給していた場合、初度登録日から起算して申請日時時点で処分制限期間が経過していれば、本助成金も受給可能です。処分制限期間内の場合は、該当する助成金の返還手続きが必要となります。詳細は別途お問合せください。

※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金制度において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成対象経費 = 車両本体購入価格

※車両本体購入価格に、メーカーオプション、ディーラーオプション、消費税は含みません。

※値引きがある場合は、値引きされた後の価格を車両本体購入価格とします。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

助成金額は助成対象経費の額とします。ただし、下表の金額を上限とします。

車両の種類	助成金額（上限）
電気自動車（EV）	30万円
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	
燃料電池自動車（FCV）	

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和7年度受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17：00 必着

- ・ 助成金の交付申請は、助成対象自動車を購入した後、別に定める申請書類チェックリストに記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までにオンライン申請または郵送にて提出してください。
- ・ 登録日から起算して1年以内に申請してください。

※ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。
なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

3.2 申請方法

＜オンライン申請ページ・申請様式のダウンロードページ＞

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-islands>

【オンライン申請の場合】

- ・ 上記ページの「オンライン申請ガイド」より申請に進んでください。

【郵送の場合】

- ・ 申請様式は A4 の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・ 到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で1 申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・ 封筒の表に「ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業 申請書在中」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

◇申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階西オフィス
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) モビリティチーム 宛

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・郵送の場合、鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・郵送の場合、申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しをお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。
- ・押印の必要はありません。

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分（※）している場合は、申請できません。
 - ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京にお電話いただき、申請取り下げを申し出てください。
 - ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還及び違約加算金を請求します。
- ※ 処分及び処分制限期間については、「4.2 処分の制限」を参照ください。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はしません。申請書類一式のコピーまたは電子ファイルを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には審査対象から除外させていただきます。

4 変更・処分

4.1 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります（変更後の事後届出になります）。

- ①申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）

※合併や組織再編等による代表者変更や社名変更は処分に当たります。

- ②申請者の住所変更

- ③自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更

（継続検査、構造等変更検査、自動車重量税変更等の備考欄記載事項変更は、届出不要です。また、所有者が販売会社及びクレジット会社から、申請者に変更の場合は、届出は必要ありません）

ただし、以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ①助成対象者の「申請者住所（個人事業主の場合は事務所住所）」の要件を満たすこと（P 4 参照）

- ②車検証における「使用の本拠の位置」が 2.1(1)④の要件を満たした町村内であること

- ③災害時において ZEV 中古車をエネルギーインフラとして活用する必要がある場合に、可能な限り協力すること

軽微な変更に関する届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書（様式は別途お問合せください。）
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・変更が確認できる公的書類の写し

4.2 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）

（１）処分の例

助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所（個人事業主の場合は事務所住所）の 2.1(1)④の要件を満たさない区市町村への変更	登記事項証明書等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ 2.1(1)④の要件を満たさない区市町村への変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日

上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他（※）、本助成金の交付の目的に反する使用	個別にクール・ネット東京が指定
※協定に違反する行為があった場合 等	

（２）処分制限期間

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

処分制限期間
２年（２４ヶ月）

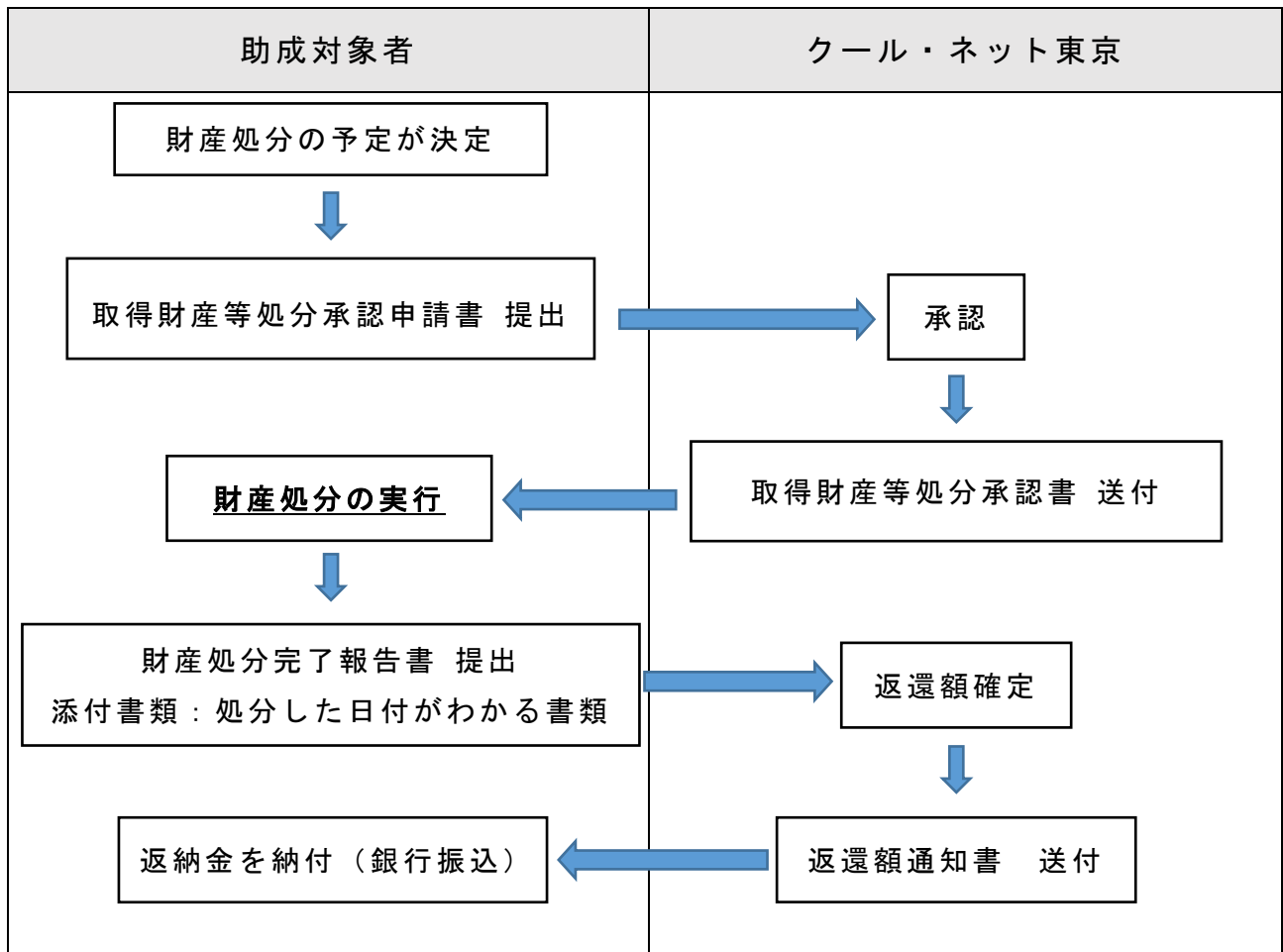
※処分制限期間は、登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。

4.3 処分の手続き

（１）承認申請

交付決定日以降、処分制限期間内に助成対象を処分するときは、以下のフロー図に従い、財産処分の承認申請を行ってください。



- ・「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式並びに添付資料は、別途お問合せください。
- ・承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

（２）返納金

処分制限期間内に車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \text{ ※千円未満切り捨て}$$

経過期間は、初度登録日から処分の基準日（例：町村外移転日、所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）等）までの月数で計算します。たとえば、10日に移転登録した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します（本助成金では24ヶ月となります）。

（３）返納金の免除

以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分承認後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する場合	・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する場合	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
その他クール・ネット東京が特に認める場合	・クール・ネット東京が指定した書類

4.4 その他

本助成金は、東京都の公的資金を財源としており社会的にその適正な執行が強く求められていることを踏まえ、本手引きに記載のない事項や、疑義が発生した場合は、東京都と協議の上、決定します。

5 提出書類一覧

1	購入車両（購入した中古の電気自動車、プラグインハイブリッド、又は燃料電池自動車をいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書又は注文書（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの）	
2	購入車両の代金の支払に係る領収書	
3	購入車両の自動車検査証記録事項（A4サイズのもの） <u>※電子車検証のコピーでは受付できません。ご注意ください。</u> <u>お手元がない方は購入販売店に相談いただくか、下記サイトを参考にご用意いただくようお願いいたします。</u> 参照：「電子車検証特設サイト」 https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/	
4	振込先口座が確認できる書類	
5	事業者（法人）	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
	事業者（個人事業主）及び個人	助成対象者の住民票又は印鑑証明書 ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※住民票はマイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。
	町村	都と締結した災害協定書（写し）
6	その他公社が必要と認める書類	

（参考）関連ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- ・ Z E V活用による島しょ地域防災力向上事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-islands>

○ 関連事業のホームページ

- ・ 燃料電池自動車等の普及促進事業（F C V車両）
- ・ 電気自動車等の普及促進事業（E V・P H E V車両）

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

- ・ F C V・E V・P H E V外部給電器（外部給電器）

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev-feed/index.html>

- ・ 電動バイクの普及促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/re_evbike.html

東京都
Z E V活用による島しょ地域防災力向上事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和7年4月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 10階 西
TEL：03-5990-5068